明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（法務三〇）　二
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件（法務九三）　二
○令和四年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働一八五）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（経済産業一二七）　三
○気象測器の型式を証明した件（気象庁五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四七）　四
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四八、一四九）　五
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一五〇～一五二）　五
○道路に関する件（中部地方整備局六七、六八）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局八六、八七）　五
○道路に関する件（中国地方整備局六八、六九）　五
○道路に関する件（北海道開発局八三～八五）　五
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（国土交通省）　八
国家試験
令和四年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　二六